

日本の対中環境協力と中国の環境行政システム

家 近 亮 子

I はじめに

中国における環境汚染が深刻化したのは、1980年代に入ってからである。その理由には80年代初期に総人口が10億人を突破したのに加えて、78年12月の中国共産党11期3中全会において打ち出された改革開放路線が経済の工業化を推進し、それにともなう大量消費・大量廃棄を生み出したことが考えられる。

中国の環境汚染のワースト3は、大気汚染、水質汚染、産業廃棄物汚染であるが、その他でも土壤汚染、森林破壊、砂漠化、酸性雨、「白色汚染」などが深刻である。このような中国の環境破壊に対して、中国政府は1979年9月「環境保護法試行法」¹⁾を採択し、環境問題の改善に取り組み出した。しかし、抜本的解決には膨大な資金と高度な技術力、豊富な経験を要する。到底中国一国の努力だけでは解決できない問題も多い。そこで、対外援助の導入が必要とされるのである。

日本にとって中国は二国間ODA（政府開発援助）²⁾の最大の供与国である。その中で環境案件に対する援助は1990年代半ば頃から最重点分野になっているが、その援助形態には問題もある。また、その援助を受け取る中国側にも行政的、または中央と地方の対立などの問題を指摘できる。

本稿においては、日本の対中環境協力の基本構造と中国側の援助受け入れ体制の問題点、そして今後の課題を考察していく。

II 日本の対中環境協力の基本構造

1) ODAによる対中環境協力

日本のODAの基本形態は、(1)贈与—①無償資金協力②技術協力（研修生受け入れ、専門家派遣、調査団派遣、協力隊派遣、機材供与、プロジェクト方式技術協力、開発調査）(2)政府貸付—有償資金協力からなる。

(1)の無償資金協力は、1979年12月の大平正芳総理の訪中を契機に開始された。その訪中の際決定された中日友好病院建設設計画は、80年から開始され、83年に完成するまで160億円が援助された。その後中日青年交流センター建設設計画（85-88年、101億円）、中日友好環境保全センター⁴⁾（以後環境センターと略す）設立計画（90-94年、105億円）⁵⁾という大型案件を始めとして、主に保険・医療、教育・人造り、農業、環境の分野で1982年以降1994年まで毎年50億円以上の実績を示してきた。

無償資金協力の一つの特徴は、「草の根無償資金協力」に見られる。これは、「現地住民のニーズに直接応え、かつ迅速に対応するもの」である。「学校校舎建設、医療器材供与、給水施設整備、職業訓練センターへの機材供与等幅広く、また貧困地域の住民が直接利益を受けることにも配慮」されて実施されている。同協力は、1998年までの累計が234件、16.62億円となっている。⁶⁾

環境情報研究 第 8 号

(表1) 98年度実施草の根無償資金協力案件

安 件	名
<ul style="list-style-type: none"> ・大連市旅順口民人民医院救急医療機材整備計画 ・大連市僻地初等教育施設整備計画 ・安徽省縱陽県鳳儀郷衛生院医療棟建設計画 ・吉林省扶余県五家站鎮人民病院建設計画 ・湖北省黃岡市農業技術者育成計画 ・浙江省永嘉県五尺郷前山道路整備計画 ・河北省唐県教育条件改善計画 ・山西省大同市北部地域緑化計画 ・江西省修水県上杭郷神路建設計画 ・貴州省紫雲県水トウ鎮上水道改善計画 ・セッ江省徳清県婦幼保健院建設計画 ・四川省内江赤十字医院建設計画 ・山西省陽曲県教育条件改善計画 ・重慶市江北区第一人民病院医療機材供与計画 ・重慶市開県天白郷貯水設備整備計画 ・陝西省輝県教育条件改善計画 ・甘肃省嘉峪関市救急センター設備供与計画 ・安徽省鳳陽県小岡村農業発展計画 ・吉林省通榆県人民病院設備整備計画 ・河北省平山県教育条件改善契約 ・吉林省前郭穆県家郷小学校建設計画 ・雲南省麗江ナシ族自治県太安中学校教育条件改善計画 ・吉林省鎮賀県丹岱人民病院改修計画 ・セッ江省桐廬県婦幼保健院移転・拡充計画 ・河南省温県趙堡鎮中学校校舎再建計画 ・遼寧県鞍山市再就職センター職業訓練施設整備計画 ・吉林省白城市鎮賀県飲料水改良計画 ・河北省除水県産業技術者育成計画 ・江蘇省泰州市特殊教育学校言語訓練棟建設計画 ・福建省建寧県医療機器整備計画 ・広西荔浦県人民医院医療機器整備計画 ・陝西省山間部飲料水及び電力供給改善計画 ・福建省政和県医療機器整備計画 ・黒龍江省依安見農業用水路緊急復旧計画 ・北京市内小学校における環境保護教育計画 ・黒龍江省龍江県薦江鎮小学校建設計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・内蒙古自治区庫倫旗茫汗蘇木教育条件改善計画 ・新疆ウイグル自治区人民病醫院医療機材供与計画 ・南京市身障児童家庭医療センター建設計画 ・広西河池市六ウ鎮飲料水供給計画 ・黒龍江省杜豪緊急医療設備整理計画 ・黒龍江省林甸県四合鎮小学校建設計画 ・江蘇省浜海県新港郷橋梁建設計画 ・広東省陽山県医療機器整備計画 ・広東省連山県医療機器整備計画 ・広東省連南県医療機器整備計画 ・広東省連州市医療機器整備計画 ・海南省樂東県千家中心衛生院医療環境整備計画 ・海南省三亞市育才郷合作医療所建設援助計画 ・広西巴馬ヨウ族自治県東山郷中心衛生院医療機器整備計画 ・海南省三亞市高峰郷合嶺曲小学校建設援助計画 ・広西邦坡県城廂小学校建設援助計画 ・内蒙古自治区阿榮旗職業訓練校復興計画 ・内蒙古自治区興安盟科右中旗職業訓練学校復興計画 ・内蒙古自治区呼倫貝爾盟莫力遼幹爾族自治旗職業訓練校復興計画 ・江西省波陽県磨刀石郷小学校復興計画 ・江西省余干県楓港郷小学校復興計画 ・江西省南城県岳口小学校復興計画 ・湖北省黄岡市黄州区堵城镇小学校復興計画 ・湖北省那州市中学校復興計画 ・湖北省陽新県茸源口鎮小学校復興計画 ・湖南省湘西自治州中学校復興計画 ・湖南省新化県娘家郷小学校復興計画 ・湖南省張家界市盲聾学校復興計画 ・海南省環中県長田、大葵小学校建設援助計画 ・環中県吊羅山郷飲料水供給計画 ・広東省饒平県医療機器整備計画 ・海南省澄蓮県石坑小学校建設援助計画 ・広東省五華県医療機器整備計画 ・広西自治区隆林各族自治県委樂郷衛生院建設計画 ・大連育明高級中学校教育機材整備計画

(出所)『ODA 白書』下巻、1999年度版、95-96頁。

日本の対中環境協力と中国の環境行政システム

表1は1998年度実施の「草の根無償資金協力」案件の一覧表である。71の案件の内、保険・医療関係が25、教育・人造りが31、環境が5、その他10となっている。97年度実施案件の場合、全案件56件中環境は6であった。ここでの環境の占める比率は決して高くない。その理由には、後に述べる日本の対中環境援助の問題点が複雑に絡んでい

るようと思われる。

技術協力の1998年度実績の内、研修生受け入れは804人、専門家派遣は226人、調査団派遣は658人、協力隊派遣は27人、機材供与は15億6000万円、プロジェクト方式技術協力は21件、開発調査は34件⁷⁾で、総額98.3億円であった。この中でプロジェクト方式技術協力の案件の一覧表は次の通りである。

(表2) 98年度までに実施済及び実施中のプロジェクト方式技術協力案件

案 件 名	協 力 期 間	案 件 名	協 力 期 間
・中日友好病院⑥⑨②	81.11～92.10	・農業機械修理技術研修計画	92. 4～98. 3
・家族計画⑥⑩①	82.11～87.11	・水汚染・廃水資源化研究センター	92.11～97.11
・企業管理研修センター⑥	83.10～91.10	・国家水害防止総指揮部	93. 6～00. 5
・黒龍江省木材総合利用研究⑨③	84.10～91.10	・指揮自動化システム	
・肉類食品総合研究センター⑨②	85. 4～91. 3	・国家科委コンピューター・ソフトウェア技術研修センター	93.11～98.11
・三江平原農業総合試験場⑧⑨①	85. 9～93. 3	・天津医薬品検査技術	93.11～98.11
・肢体障害者リハビリテーション研究センター⑨①	86.11～93.11	・河南省黄河沿岸稻麦研究計画	93. 4～98. 3
・上海水産加工技術開発センター⑥⑧⑧	86. 1～92.12	・灌漑排水技術開発研修センター計画	93. 6～00. 6
・北京郵電訓練センター⑧⑧	86. 2～92. 2	・鉱物資源探査研究センター	94. 9～99. 8
・特許情報検索用教育システム開発⑨②	86.11～91. 4	・労働部職業訓練指導員養成センター	94.11～99.10
・非鉄金属工業試験センター	87. 3～92. 2	・寧夏森林保護研究計画	94. 4～01. 3
・鉄道管理学院コンピューター・システム向上	87. 7～91. 6	・内蒙古乳製品加工技術向上計画	94. 6～99. 5
・北京蔬菜研究センター	88. 1～94.12	・河北省飼料作物生産利用技術向上計画	95. 4～00. 3
・道路交通管理幹部訓練センター⑨③	88.11～93.11	・中日医学教育センター臨床教育	95. 4～00. 4
・中日医学教育センター	89.11～94.11	・住宅新技術研究・人材育成センター	95. 9～00. 8
・燕山樹脂応用研究所	90. 3～94. 2	・湖北省林木育種計画	96. 1～00. 1
・黄土高原治山技術訓練	90. 1～95. 1	・日中友好環境保全センター(Ⅱ)	96. 2～01. 1
・天津酪農業発展	90. 3～97. 2	・石油化学工業排ガス処理技術	96.11～01.10
・福建省林業技術開発計画F／U	91. 7～98. 6	・湖北省江漢平原四湖湛水地域総合開発研究	97. 1～02. 1
・上海現代金型技術者訓練センター⑨⑦	91. 9～95. 8	・石炭工業環境保護保安研修センター	97. 3～02. 2
・ポリオ対策プロジェクト	91.12～99.12	・北京消防訓練センター	97.10～02. 9
・実験動物人材養成センター	92. 7～97. 6	・農業技術普及システム強化計画	99. 3～04. 2
・大連省エネルギー教育センター	92. 7～99. 1		
・日中友好環境保全センター⑨⑤	92. 9～95. 8		

(出所)『ODA白書』下巻1999年度版、93頁

環境情報研究 第8号

この表からは現在進行中の案件は「寧夏森林保護研究計画」「環境センター（Ⅱ）」「石炭工業環境保護保安研修センター」の3件であることがわかる。しかし、この中でも援助は環境センターに重点的におこなわれているのである。今後、この傾向が固定化するものと思われる。

(2)の政府貸付の有償資金協力であるが、これも無償資金協力同様に1979年から開始されたもの

である。これまで4回の円借款が実施されている。第1次は79-84年度で3,309億円、第2次は84-89年度で4,700億円、第3次は90-95年度で8,100億円、そして第4次は9,700億円である。1998年度までの累計で、中国向け円借款は、22,709億円にのぼり、インドネシアに次ぐ2番目の供与累計額となっている。⁸⁾ 第3表は円借款の供与対象別比率を表にしたものである。

(表3) 円借款の供与対象別比率推移

(単位：%)

	第1次	第2次	第3次	第4次(年3年)
鉄道	39.3	30.0	25.7	13.4
発電所	0.0	15.9	22.3	28.3
港湾	21.4	23.3	7.1	3.1
商品借款等	39.3	0.0	0.0	0.0
農業	0.0	0.0	13.1	3.1
通信	0.0	6.5	7.2	4.0
空港	0.0	0.0	6.0	10.3
工業	0.0	13.0	3.8	0.0
上下水道・衛生	0.0	5.7	3.6	7.4
総合環境保全	0.0	0.0	0.0	16.2
その他	0.0	5.7	11.1	14.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0
農業	0.0	0.0	13.1	3.1
環境	0.0	5.7	3.6	23.5
内陸部	0.0	28.7	52.0	76.5

(出所) 外務省資料

(表4) 対中国円借款における環境案件比率表

この表からは第4次に入って、環境の案件が急速に増えたことがわかる。第4表は1996年から98年度の年度別円借款総額において環境案件が占める割合を表したものである。

年 度	円借款総額	環境案件総額	比 率
1996	1705億	561億	33%
97	2029億	295億	15%
98	2066億	723億	35%

*『ODA白書』下巻 1999年度版

91-92頁より算出、作成

日本の対中環境協力と中国の環境行政システム

このような有償資金援助における環境案件の増大に比べて、無償資金援助は全体として落ち込みを見せている。その理由としては以下のことが考えられる。すなわち、日本の対中環境協力の基本方針は、①政策対話を通じて中国側の「自助努力」を促す ②環境保全の人材育成及び中国の環境改善に即効性のある公害防止技術への協力 ③地域間格差是正に役立つ援助を目的とする「等地域配分」への配慮、にあるが、②は無償資金援助で、③は有償資金援助で実行されているのが現状である。特に②は先に述べたように環境センターに一極集中している。

これを、外務省は次のように説明している。「中国の極めて広い国土と人口及び我が国協力の限界を考慮すると、我が国協力が中国全土の環境対策に直接関与していくことは不可能であることから、我が国としては、日中友好環境保全センターなどの拠点を中心とした協力を通じ、環境関連技術・施設の中国側努力による全国的な普及を側面的に支援していくこととしている」と。⁹⁾したがって、日本の無償資金援助は環境センターといくつかの「草の根無償援助」¹⁰⁾に限定されてきているのである。

ところが、それに代わって増大してきている有償資金援助にも問題がある。それは、主に受け手側である中国の環境行政と環境問題をめぐる中央と地方の対立に起因しているといえる。

2) 非政府組織による対中環境協力

日本における非政府組織の対中環境協力はその性質上二つに分けることができる。一つは日本政府から NGO 事業補助金 (NGO の海外における開

発協力事業を支援するための総事業費の最大1/2までを補助する制度) を受け取っている団体もしくは事業があげられる。これらの団体もしくは事業に対する補助の年度別実績は年々増大している。¹¹⁾この制度は1989年から整備されたもので、「NGO の担っている役割が政府の行う援助と補完的な関係にあるということを積極的に認め、NGO への支援を強化」¹²⁾しようという政府の政策の一つの現れとなっている。その代表的なものには、91年から内蒙古自治区の庫布齊 (クブチ) 砂漠緑化を目的とした日本沙漠緑化実践協会、“中国に緑を” 基金などがある。

もう一つのものは、政府とは無関係に独自に活動している団体による協力に見ることができる。主に大学の研究機関と地方自治体による独自の活動で成り立っている。大学の研究機関の代表的な例は、慶應義塾大学地域研究センターの活動に見ることができる。慶大地域研は、1985年に「中国環境研究会」を発足させて以来、中国内陸部の都市 (成都市、瀋陽市など) の大気汚染を中心とする環境の改善に取り組み、大きな成果をあげている。また、地方自治体は独自に中国の各都市と姉妹都市となるなどして、それぞれ独自の協力を実行している。千葉市は毎年内蒙古自治区で砂漠に植林を行うボランティア活動を行い、2000年で4回目を迎えるが、地元の大学・敬愛大学国際学部国際協力学科の教員、学生の参加も得て、継続的成果をあげている。

このように、非政府団体による対中環境協力は、継続的に実行され、具体的成果をあげている事例が多い。この場合、中国側との協力体制が比較的スムーズにとられる場合が多いことにその特徴があると思われる。

III 中国の援助受け入れ体制

1) 中国政府の対応

中国の環境行政管理体制は、1970年代前半から独立した専門機関によって開始された。これらの機関は主に国務院の工業行政主管部門、資源行政管理部門、衛生行政管理部門の中に設立された。以下は、環境行政管理機関設立に関する年表である。¹³⁾

1971年	工業の「三廃」汚染問題起きる。國家計画委員会が「三廃」利用指導小組を設立。中国で最初の環境保護専門機関となる。	1984年	のうちに環境保護局を設ける。同時に国家計画委員会内に環境保護工作に関連した国土局を増設。このようにして、環境保護局と国土局は、その他の工業、資源、衛生等の部門と共に同様に、城郷レベル入り込み、環境管理体制を確立。
1972年	世界人類環境会議参加。國務院内に20以上の専門の部の設立が準備される。	1988年	「國務院環境保護工作に関する決定」に基づき、國務院内に環境保護委員会設立。全国の環境保護工作を指導し、全体の調和を図る役割を担う。12月城郷建設環境保護部環境保護局を昇格させ部とし、環境保護委員会の業務を行う機関とする。
1974年5月	國務院環境保護指導小組成立。全国の環境保護に責任を持つ専門機関として発足。 その後、各地に環境保護専門機関が設立されるが、法的地位は不明瞭。	1998年6月	國務院、機構改革。國家環境保護局は城郷建設環境保護部の中で独立し、國務院の直属機関となる。ここで初めて中国に國家レベルの環境保護機関が創設され、中央→省→市→県→郷に至る環境行政管理体制が完成する。
1979年9月	「環境保護法試行法」制定。環境保護機関設置に関する法的基礎が定められる。ここでは、「國務院が環境保護機関を設置し、省・自治区・直轄市の人民政府が環境保護局を設置し、市・自治州・県・自治県の人民政府が必要に応じて環境保護機関を設置する」と規定された。		ここに環境保護政策、環境立法、環境企画などが統一的に監督されるシステムが完成する。
1982年	國務院、環境保護指導小組解消。新たに城郷建設環境保護部を設立。そ		國務院、機構改革。國家環境保護局は國家環境保護総局と改称。「規画財務司」「政策法規司」「行政体制人事司」「科技標準司」「汚染控制司」「自然生態保護司」「国家核安全司」「監督管理司」「国際合作司（国際司）」の9つの司が新設される。
			以上、中国における環境行政機関設立の状況を述べた。1988年以来、國家環境保護局が独立した

日本の対中環境協力と中国の環境行政システム

機関として、全国の環境保護工作を統一的に監督、管理し、各省、市、県の人民政府政府内に設立された地方環境保護行政部門を管轄することになった。各地方政府は定期的に環境状況を中央に報告する義務を担うようになった。因みに先に述べた環境センターは、国家環境保護局の直属機関として発足し、その目的は「中国における環境監測システムとデータ処理の技術的な統合をおこない、中国全土の環境監測網の構築を図る」ことにあるとされている。

このような環境保護行政の中央集権システムの完成にもかかわらず、1989年12月26日に公布、施行された現行の「中華人民共和国環境保護法」には、この方針と矛盾する条文が見られる。それは、第16条「地方各級人民政府は、管轄区域の環境の質量に対して責任を負い、環境の質量改善の措置を採らなくてはならない¹⁴⁾」というものである。これは、環境問題に関する地方自治とも解釈できる条文である。このような中国政府の環境行政の不経は、日本の政府援助受け入れ体制にも見ることができることである。

中国側の日本の政府援助受け入れ機関は以下の

ようになっている。(「()」内は機構改革後の担当名称) ①無償資金協力 — 対外貿易経済合作部(国際司)、②有償資金協力 — 財政部(国際金融司)、③技術強力 — 科学技術部(国際合作司)となっている。また、援助の流れは次のようになっている。

「①各地方からの要望 → ②各部における取りまとめ、調整作業 → ③日本大使館経由で外務省に要請書提出 → ④政策協議や大使館・JICA等からの情報を基に外務省において調査対象プロジェクト選定 → ⑤基本設計調査団等派遣、要請の妥当性等検討、供与方針決定 → ⑥中国側へ説明 → ⑦中国側の供与方針同意 → ⑧日本側供与内容の閣議決定 → ⑨交換公文署名」¹⁵⁾

この流れの中で最も重要なことは、援助受け入れ機関である部(現在は司)における地方の要望の選定作業である。ここには中央と地方の環境をめぐる確執が表面化する場合がある。一つの例をあげる。西安市では、観光客の増大などのため、生活廃棄物の処理が埋め立てなどでは間に合わず、城壁外には一般の居住区にゴミが放置されたままになっている。(写真1)



写真1 西安市城壁外一般居住区のゴミ廃棄の様子：1999年8月25日撮影

このような状況を改善するため、西安市では「生活廃棄物処理場建設」を要望し、外務省もこれを必要と認めて有償資金協力を決定した。外務省が発行している1997年の『日中環境協力』という小冊子には「ODAによる環境プロジェクト」として、「西安市生活廃棄物処理計画」が掲載されている。しかし、その計画は国家環境保護局の「都市部の環境問題はまず『四害（大気汚染、水質汚染、個体産業廃棄物、騒音）』の排除から」という大原則の下で、突然中止になった。有償資金協力は、財政部が一手に管理し、優先順位を決定していたが、援助の流れは先に述べた定式通りにはいかない場合が多い。このような、計画案中止の原因には他に返済に関する中央の地方に対する保証の調整つかない場合もある。¹⁷⁾ 西安市の例は、ほんの一例に過ぎないように思われる。地方において最も必要とされる分野へ援助が届かなければ、真の協力は生まれないであろう。

2) 非政府組織の対応

中国におけるNGOは、現在法律に基づき非経済団体---救済、チャリティ、教育、文化等の分野---と経済団体---貿易促進等の分野---に別れ、経済協力にかんするNGOは、非経済団体に分類されている。非経済団体は、中国国内で代表所の登記をおこなうことができないため、中国の機関と協力する形でしか事業を実施できない。そのため、海外のNGOが中国国内で経済協力をおこなう場合、海外のNGOが資金を提供し、中国の機関が実施する場合が多い。

援助の手続きの流れは、次のようにある。①中國のNGOと海外のNGOが提携に関し基本合意

→ ②中国のNGOが当該活動に関する主管部門に申請し、批准を取得 → ③中国のNGOと海外のNGOが合意書を締結 → ④中国のNGOが民政部門に登記。このように手続きが煩雑なため、1999年9月民政部は、國務院に「在華外国民間組織登記管理暫行条例」（草案）を提出した。正式な法規が公布されれば、外国のNGOが直接活動をおこなえることとなり、より多くの協力の機会が増えることとなる。¹⁸⁾ 中国のNGOは、住民運動と結びつく場合が多く、「有効な住民運動はまだ足りない」という状況を打破するためにも、この法案の成立は必要と思われる。

IV おわりに

1996年に開所した環境センターにおける1999年までの日本との交流は次のようである。中国から日本に受け入れた専門家・研修生（長期・短期）は、すでに100名弱になる。彼らは国立環境研究所や福岡大学などの研究機関でダイオキシンなどの研究をおこなっている。それに対して、日本から派遣された専門家は2週間という短期滞在を含めて15名に過ぎない。現在、日本の環境センターに対する協力は機材供与と技術協力に限られているが、これも2001年には完成する予定である。²⁰⁾

先に述べたように、日本政府は中国に対する無償資金協力を環境センターに一極集中させる方針を明らかにしている。そうであるならば今以上に、環境センターの役割を重視し、人的交流を深めていく必要がある。環境センターがその研究成果と修得技術とを地方の環境問題解決のために貢献できるように、今後も協力を継続する必要があるようと思われる。

日本の対中環境協力と中国の環境行政システム

注

- 1) 「白色汚染」とはペットボトルなどのプラスチック用品、使い捨て弁当箱などの発砲スチロール製品などの投棄による汚染をいう。中国においては「白色公害を整備し、消滅させる」という国務院の指示を徹底させるため、2000年には使い捨てのプラスチック製持ち帰り用容器の生産と使用が禁止されることが、1999年10月に開催された「全国インスタント食品企業による使い捨てプラスチック包装品モデルチェンジ業務会議」で採択された。中国は世界第4位のプラスチック製品生産国である。—『人民日報』海外版1999年10月18日。
- 2) 本試行法は1989年12月26日第7期全国人民大会常務委員会第11回会議において、大幅に修正され、正式な「中華人民共和国環境保護法」として採択された。環境保護法は全47条からなる。ここでは、「生活環境」と「生態環境」の保護と改善が謳われている。全文は、国家環境保護局政策法規司編『中国環境保護法規全書』(科学工業出版社、1997年) 参照。
- 3) 中国は1994年から98年の5年間の実績で見ると、96年(最大の供与国—インドネシア)を除き、毎年最大の供与国になっている。
- 4) 中日友好環境保全センターは、1988年6月の竹下総理訪中の際、日中平和友好条約10周年の記念事業として、李鵬首相にセンター設立協力の意向を表明したことにより設立が決定した。89年李鵬首相訪日の際、協力の枠組みが両国内で合意し、その後各種の調査団が派遣され、90年には設計の段階に入り、91年から着工する。96年5月5日日本の無償資金協

- 力、105億円、中国政府の6,630万元(土地購入費)を投入して、開所される。同センターは、首都空港から23kmの北京市朝陽区に存在する。敷地面積は2.9haで、本部の他に科学研究実験棟、国際会議ホール、専門家招待所、研修員宿舎、食堂、エネルギー棟から成る。
- 5) 中日友好環境保全センターが発行しているパンフレットでは105億円となっているが、国際協力推進協会が発行している開発途上国国別経済協力シリーズ『中華人民共和国』(第5版、2000年)では103億円となっている。これは、90年度分の設計費を除いて計算しているためである。
 - 6) 財団法人国際協力推進協会編『開発途上国国別経済協力シリーズ アジア編 中華人民共和国』第5版、2000年、66頁。
 - 7) 外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助(ODA白書)』下巻(国別援助)、財団法人国際協力推進協会、1999年、92頁。
 - 8) 前掲『中華人民共和国』、75頁。
 - 9) 前掲『ODA白書』、86頁。
 - 10) 1998年度の日本の環境センターへの援助は2億円で、主に機材供与に使われた。この額は98年度全機材供与額15,7億円の15%になっている。
 - 11) 具体的事例と援助額は前掲『中華人民共和国』、90-91頁参照。
 - 12) 満島章「日本の政府開発援助」(経済広報センター・慶應義塾大学商学会編『日本の国際貢献』、有斐閣、1995年)、99頁。
 - 13) 王貴国総主編『中国環境法』(法律出版社、北京、1998年)、25~27頁及び「国家環境保護総局職能配置、内設機構和人員編成規定」

環境情報研究 第 8 号

- (国家環境保護総局政策法規司編『中国環境保護法規全書』(学苑出版社、北京、1999年) 3～5頁より作成。
- 14) 「中華人民共和国環境保護法」、国家環境保護局政策法規司編『中国環境保護法規全書』、科学工業出版社、北京、1997年、4頁。
- 15) 前掲、『中華人民共和国』、62頁。
- 16) 「關於印發宋健同志講話和《國務院環境保護委員會組成和職責》的通知」(88)国環字第007号、國務院環境保護委員會秘書處編『國務院環境保護委員会 文件匯編(二)』、中国環境科学出版社、北京、1995年。
- 17) 円借款は、中央政府が地方政府から担保を取り、保証をおこなう形で実行されるが、返済は原則的には受益者である地方政府が全責任を負う。
- 18) 前掲、『中華人民共和国』、62～63頁。
- 19) 「環境 NGO」、読売新聞中国環境問題取材班編『中国環境報告』、日中出版、1999年、221頁。
- 20) 1999年8月23日の環境センター所員へのインタビューによる。

ABSTRACT

Japanese Environmental Cooperation for China and the System of Environmental Administration of China

Ryoko IECHIKA

In China the environmental problems became more serious in the early 1980s. Its cause can be found in that Chinese population broke a billion and "Open and Reform Policy", which was adopted in the Central Committee's Third Plenum of the Eleventh Party Congress in December 1978 , promoted industrialization , while it also brought forth "mass consumption" and "mass waste".

The worst three problems of Chinese environmental pollution are atmospherie pollution, water pollution and soild waste pollution ; in addition soil pollution, forest demolition , desertification, acid rain and "white pollution" become serious. The Chinese Government adopted "the Environmental Protection (Trial) law" in September 1979 and started to be engaged in the improvement of the environmental problems. But for thier drastic solution a huge budget and a high technique and wide experiences are required. There remain many problems that cannot be solved by Chinese efforts only. Then the introduction of a foreign aid is required .

For Japan , China is the biggest recipient country being granted birateral ODA. Above all the aid for the environmental problems becomes to be the most important sphere from the middle of 1990s. But, there are problems in the form of the aid in Japan. And there are also an administrative problem and antagonism between the Central Government and the local governments in China.

The purpose of this paper is the analysis of the basic structure of Japanese environmental cooperation for China and the problems of Chinese system to accept a foreign aid.